

# サービス概要

## 居宅介護

上限額適用あり

家庭にホームヘルパーを派遣し、身のまわりのことについての支援を受けることができるサービス。

### \*こんな時に・・・

- 兄弟姉妹を保育園に迎えに行く少しの間に自宅で見守りをお願いしたい…
- 兄弟姉妹のお世話もしなければならぬので、私（保護者）が大変…誰かにお手伝いしてもらえないだろうか…

### \*どんな使い方ができる？

- 保護者不在時にヘルパーに自宅に来てもらい、見守り支援をお願いすることができます。
- 入浴の介助、食事の介助などをお願いすることができます。また、外出前の準備などをお願いすることもできます。

### \*利用料金はどのくらいかかるの？

（1時間利用で・・・）【身体介護】402円

## 短期入所

上限額適用あり

障害者支援施設や児童福祉施設等に短期入所してもらい、生活支援を行うことができるサービスです。また、家族の休息を支援するためにも受けることができるサービスです。

### \*こんな時に・・・

- 家族（保護者）の急な用事（冠婚葬祭等）ができたけど、連れていくことができない…
- 兄弟姉妹のお世話もしなければならぬ、休日の学校行事や習い事にも行ってあげたいが、本人を連れていくことができない…
- 私（保護者）の休憩できる時間が欲しい…気持ちをリフレッシュさせたい！
- もしもの時に備えて、お泊りの練習をさせておきたい。また、練習を通して本人のことを知ってもらっていると、いざという時に安心できる…

### \*どんな使い方ができる？

- 事業所（入所施設等）にて、宿泊でのお預けをお願いすることができます。
- 食事、排泄、入浴等の介助をお願いすることができます。

### \*利用料金はどのくらいかかるの？

障害程度区分により異なりますが

- 1日あたり・・・170円～890円
- 医療を必要とする場合は料金等が変わります。
- 1日あたり・・・930円～2600円

※食費や光熱水費などについて実費負担がある場合もあります。

## 移動支援(外出介護)

上限額適用なし

一人で外出することが困難な方が、外出できるように支援を行なうサービス。  
余暇支援の利用に限る。

### \*こんな時に・・・

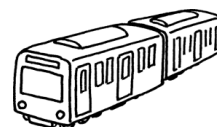
- どこかに連れて行きたいけど、弟妹が幼いので一緒に連れて行くことは難しい…
- プールに行きたいけど、私（保護者）は一緒に入ることができない…
- 年齢的に考えて…親以外の人と出かけてもらいたい。
- 体を動かして遊びたいようだけど、私（保護者）はついていけない… など

### \*どんな使い方ができる？

ヘルパーと一緒に、公共交通機関を利用して買い物や映画、プール、散歩などに行くことができます。

※余暇の支援となるため、通院、通学、通勤での利用はできません。

※ヘルパーの車に乗って、目的地等へ移動することはできません。



### \*利用料金はどのくらいかかるの？

(1時間利用で…)

- 身体介護を伴う場合・・・402円
  - 身体介護を伴わない場合・・・197円
- 延長する場合は、30分毎に追加料金となります。

※居住市町によって異なる場合があります。

※身体介護については居住市町の福祉課での聞き取りとなります。

※電車代、バス代、入館料、入園料などは一緒に行ったヘルパーの分も負担が必要となります。

## 行動援護

上限額適用あり



知的・精神障害により行動が著しく困難で常時介護を必要とする障がい者が行動する際に危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等必要な援助を行います。

### \*こんな時に・・・

- どこかに連れて行きたいけど、弟妹が幼いので一緒に連れて行くことは難しい…
- プールに行きたいけど、私（保護者）は一緒に入ることができない…
- 年齢的に考えて…親以外の人と出かけてもらいたい。
- 体を動かして遊びたいようだけど、私（保護者）はついていけない… など

### \*どんな使い方ができる？

ヘルパーと一緒に、公共交通機関を利用して買い物や映画、プール、散歩などに行くことができます。

また、本人の不安を取り除くような外出前支援等、専門性の高いスタッフによる支援の提供が行なわれます。

※余暇の支援となるため、通院、通学、通勤での利用はできません。

※ヘルパーの車に乗って、目的地等へ移動することはできません。



### \*利用料金はどのくらいかかるの？

(1時間利用で…)・・・400円

※利用可否については居住市町の福祉課での聞き取りとなります。

※電車代、バス代、入館料、入園料などは一緒に行ったヘルパーの分も負担が必要となります。

## 放課後等デイサービス

上限額適用あり

学校通学中の障がい児が、長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

### \*こんな時に・・・

- ・ 仕事をしているので、放課後に過ごせる場所がない…
- ・ 何人かのお友達と一緒に楽しく過ごしてもらいたい。
- ・ 昼間にどこか預ける場所がないだろうか…

### \*どんな使い方ができる？

<通常時>

学校終了後（放課後）に、事業所が学校に迎えに行き活動場所にて過ごすことができます。

<長期休暇時>

朝～夕方まで活動場所で過ごすことができます。活動内容については、事業所によって様々です。

※送迎については事業所ごとに異なりますので、ご相談ください。

### \*利用料金はどのくらいかかるの？

- ・ 通常放課後 480円 ※月末締め翌月払いとなります。
- ・ 長期休暇時 620円 別途おやつ代等が必要になります。



## 日中一時支援

上限額適用なし

障がい児の家族の就労及び日常的に養育している家族の一時的な休息を支援するため、日中における活動の場を提供する。

### \*こんな時に・・・

- ・ 何人かのお友達と一緒に楽しく過ごしてもらいたい。
- ・ 私（保護者）が体調を崩してしまった…日中だけでも預かってもらえるところが欲しい…
- ・ 私（保護者）が少しゆっくり過ごす時間が欲しい… など

### \*どんな使い方ができる？

朝～夕方まで活動場所で過ごすことができます。活動内容については、事業所によって様々です。

短時間からの利用も可能です。

※活動場所までは、原則的に保護者による送迎が必要となります。

### \*利用料金はどのくらいかかるの？

障害程度区分により異なりますが

- ・ 4時間未満...130円～610円
- ・ 4時間以上8時間未満...250円～1300円

